



**JOCジャーナル Vol. 119 2022 Jan.**

CONTENTS

**令和3年度鳥インフルエンザ発生に警戒  
飼養衛生管理基準改正について  
新型コロナウイルス感染症の影響  
マイナンバーカード～メリット拡大～**



**高病原性鳥インフルエンザ発生に警戒**

事務局

令和2年度には高病原性鳥インフルエンザが猛威を奮い、過去最大の殺処分数を更新したが、令和3年度においても発生が23事例（4月26日現在）に及んでおり、会員農場に近い埼玉県美里町、千葉県八街市でも発生がありました。また4月には北海道のエミュー飼育農場において2件のHPAIの発生があり、家畜伝染病予防法上は「だちょう」に含まれ防疫処理が行われました。ダチョウとエミューでは違いはあるものの、大型の走鳥類である点は共通している為、今後の疫学調査結果について続報にてお知らせしたいと思います。

会員の皆様はご存じの通りですが、ダチョウは2008年に家畜伝染病予防法の対象動物となっており、同法に基づいてダチョウ飼育農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、疑似患畜の殺処分による防疫措置が行われます。疑似患畜の殺処分については、4/5額の手当金及び1/5額の特別手当金が支給されますが、農場の防疫体制に瑕疵がある場合、規定による手当金の減額措置もあります。飼育農場各位におかれましては一層、防疫管理に努めて頂けますようお願い申し上げます。



「竹原一明 JOC 会長（東京農工大学 教授）のコメント」（事務局要約）

4月にまで発生が続くのは異例なことでもあり引き続き注意が必要であり、野生のカラスやキツネからも鳥インフルエンザウイルスの感染が発見されている。かつて南アでダチョウ農場で鳥インフルエンザ発生した際も、水のみ場が野鳥と共有されていたなどの問題があり、防疫管理の基本となる靴・衣類の交換、消毒の徹底、野生動物との接触を避けるよう徹底して欲しい。

(参考リンク)

令和3年度鳥インフルエンザ発生状況-農林水産省

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3\\_hpai\\_kokunai.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3_hpai_kokunai.html)

手当金の交付について-農林水産省

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/kouhukin.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/kouhukin.html)



## 飼養衛生管理基準改正について

前号でもお伝えした2020年の飼養衛生管理基準の改正をうけ、農場ごと飼養衛生管理マニュアルの作成等新たな項目が盛り込まれました。これについては21年5月に「畜産農場バイオセキュリティ強化マニュアル（公益財団法人 中央畜産会）」を会員各位に送付させて頂きました。

参考リンク：飼養衛生管理基準について-農林水産省

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

参考リンク：農場における飼養衛生マニュアル例-農林水産省

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/attach/pdf/index-168.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-168.pdf)



## 新型コロナウイルス感染症の影響～事業復活給付金～

令和3年は1～3月、4～6月、7～9月の緊急事態宣言と、令和2年以上に新型コロナウイルス感染症の猛威に悩まされた一年でした。特にダチョウ肉の主要な需要先が飲食業界であるオーストリッチ産業にとっては死活問題でもありました。

これらに対しては1～3月に対応した一時支援金、4～10月の期間に対応した月次給付金などの国の施策の他、都道府県などの支援もあり、JOIN事務局においても一部活用することができました。5月一杯まで申請を受け付けている事業復活支援金についての情報がでておりますので、給付対象となる会員の皆さんが活用できるようになっています。

参考リンク：経済産業省 事業復活支援金ホームページ

[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyو\\_fukkatsu/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyو_fukkatsu/index.html)



## 【行政からのお知らせ】マイナンバーカード～メリット拡大～

### ①健康保険証として使えます。

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP※1 で公開しております。

※1「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))

### ②薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータル※2で、自分の薬剤情報や特定健診情報等※3の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」 (<https://myrna.go.jp/>)

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

### ③新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります。（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

